



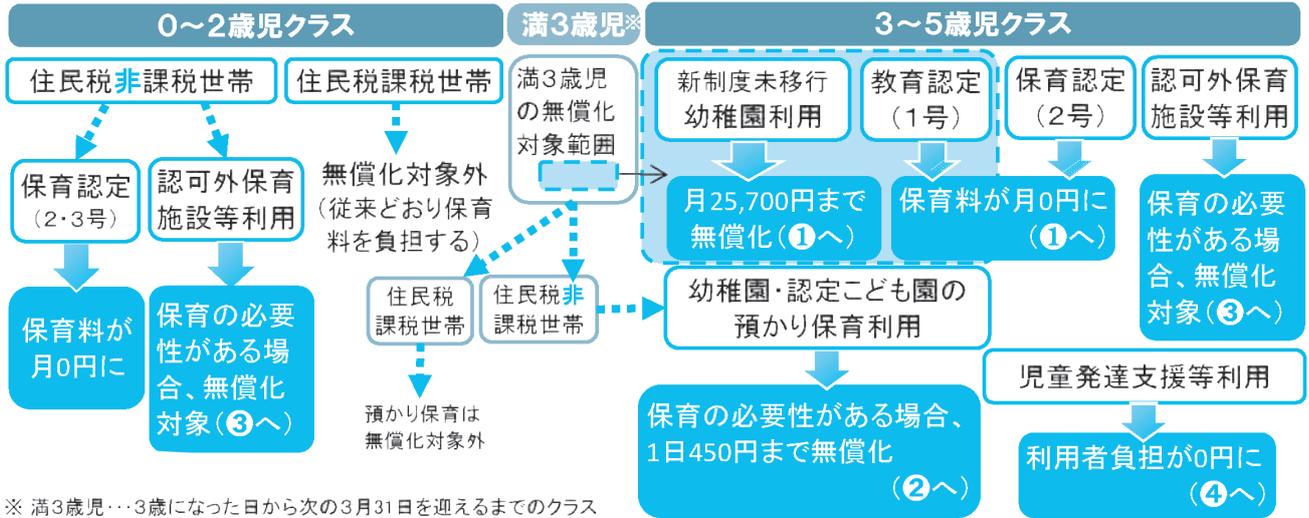
10月からスタート！

幼児教育・保育の無償化が始まります



■問合せ＝保育課 ☎ (20)3038

10月1日から、幼稚園、認定こども園、認可保育所などを利用する3～5歳児クラスのすべてのお子さんと、住民税非課税世帯に属する0～2歳児クラスのお子さんの保育料が無償化されます。具体的な内容は、年齢やご利用になる施設・サービスによって異なりますので、下図を参考に①～④の説明をご覧ください。



※ 満3歳児…3歳になった日から次の3月31日を迎えるまでのクラス

①幼稚園、認定こども園、認可保育所などの保育料の無償化

- ◆ 3～5歳児クラス在籍の場合、無条件で無償化
(幼稚園、認定こども園の幼稚園部分に在籍の場合のみ、満3歳児クラスから無償化の対象となります)
- ◆ 0～2歳児クラス在籍の場合、住民税非課税世帯のみ無償化
(住民税課税世帯は、従来どおり住民税額と兄弟数に応じた保育料を負担していただきます)
- 新制度に移行していない幼稚園については、月額上限25,700円まで無償となります。また、入園初年度に限り、月々の保育料と、入園料を月額に換算した額の合算額が、月額上限の範囲で無償化されます。
- 実費徴収されている費用(通園送迎費、施設管理費、主食費(ごはん代)、副食費(おかず・おやつ代など)は、無償化の対象外です。
- 保育料の無償化に伴い、3～5歳児クラスの保育認定(2号認定)の副食費が実費徴収化されます。(詳しくは次ページをご覧ください)
- 3～5歳児クラスで、次のいずれかの条件を満たす場合、副食費が徴収免除となります。(教育認定、保育認定とも。詳しくは次ページをご覧ください)
 - ・年収360万円未満相当世帯に属する場合
 - ・年齢を問わず、実際に保護者に養育されている兄・姉から数えて第3子目以降に該当する場合

②幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育料の無償化

- ◆ 3～5歳児クラスで「保育の必要性」がある場合、日額450円を上限に無償化
(満3歳児クラスの場合、住民税非課税世帯のみ無償化の対象となります)
- 無償化の月額上限は、実質【日額450円×その月の預かり保育利用日数】となります。
- 「保育の必要性」の認定を受けるためには、両親に月64時間以上の就労、疾病、介護などの理由があることが必要です(認可保育所などへの申込要件と同等の基準)。また、すでに保育認定(2号認定)を受けている場合は、あらためて「保育の必要性」の認定を受ける必要はありません。

注目
健康福祉
募集
催し物
お知らせ
講座
施設
子育て

③認可外保育施設などの利用料の無償化

次の要件をすべて満たす場合は、①認可外保育施設（届出済みの施設に限ります）、②一時預かり事業（認可保育所などが行う未就園児の預かり）、③病児保育事業、④ファミリー・サポート・センター事業の利用料（保育料）が、法定の月額を上限に無償化されます。また、企業主導型保育施設を利用している場合の利用料（保育料）も、同条件で無償化されます。

◆「保育の必要性」があること

◆幼稚園、認定こども園、認可保育所、小規模保育事業所に入園していないこと

（預かり保育を常態的に実施していない幼稚園に限り、入園していても対象となります）

◆0～2歳児クラス（H28.4.2以降生まれ）は、住民税非課税世帯であること

○上記①～④の施設の無償化の月額上限は、3～5歳児クラス（H28.4.1以前生まれ）は37,000円、0～2歳児クラスは42,000円です。ただし、幼稚園を併用する場合、月額上限は25,700円減額となります。

○企業主導型保育施設の無償化の月額上限については、利用施設に直接お問い合わせください。

○「保育の必要性」の認定を受けるためには、両親に月64時間以上の就労、疾病、介護などの理由があることが必要です（認可保育所などへの申込要件と同等の基準）。また、すでに保育認定（2号・3号認定）を受けている場合や、企業主導型保育施設の「従業員枠」を利用している場合は、あらためて「保育の必要性」の認定を受ける必要はありません。

○保育料以外の料金（食事代、キャンセル料、入会金など）は、無償化の対象外です。

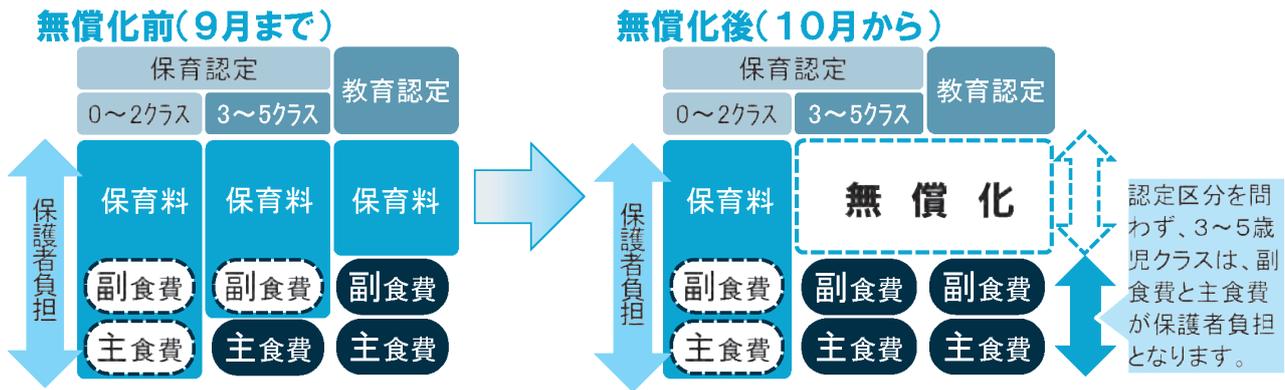
④児童発達支援等の利用料の無償化

◆3～5歳児クラス相当の年齢の場合、利用料を無償化

○幼稚園、認定こども園、認可保育所などに入園していて、児童発達支援等を併用している場合も無償化の対象となります。無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

副食費の実費徴収化と徴収免除制度

保育料の無償化に伴い、3～5歳児クラスの保育認定（2号認定）の副食費については、保育料に含まれていたものが切り離され、教育認定（1号認定）に合わせる形で実費徴収化されます。



副食費が徴収免除となる範囲

世帯の収入	多子軽減(兄・姉が多いほど優遇)			実質 第3子以降
	第1子	第2子	第3子以降	
年収 360万円 未満	兄・姉の年齢不問 (ただし、保護者に養育されていること)			兄・姉の 年齢不問
年収 360万円 以上	1号:小3以下の兄・姉から数える 2号:年長以下の兄・姉から数える			

教育認定・保育認定とも、年収360万円未満相当の世帯と、第3子目以降のお子さんの副食費は、徴収免除となります。

「世帯の収入」や「多子軽減」の考え方は、保育料の算定における考え方が引き継がれます。

新制度に移行していない幼稚園を利用するお子さんも、教育認定と同様の徴収免除が受けられます。

…副食費徴収免除範囲

